

令和3年度
下保谷学童クラブ
外部評価報告書

評価対象事業所

名称 下保谷学童クラブ
〒 202-0004
所在地 東京都西東京市下保谷 4-3-20

評価実施日

利用者調査実施日(調査票配付日) 2021年9月15日～2021年10月22日
訪問調査日 2021年12月9日
評価員 佐藤 義夫
川名 佐貴子
鈴木 雄二

評価実施機関

〒 176-0001
所在地 東京都練馬区練馬 1-20-2
評価機関名 株式会社日本生活介護

調査方法と判断基準

評価項目について

この外部評価は、厚生労働省より公表されている放課後児童クラブ版の「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」で定めている評価項目と評価基準に沿って、評価シートを作成しています。

出典：厚労省 「第三者評価共通評価基準ガイドライン」（放課後児童クラブ解説版）（R3.3.29）

評価の手順

評価にあたって、「利用者（児童及び保護者）調査」、「職員自己評価」、「事業所による自己評価」を実施し、これらの結果を参照しながら、評価員による「訪問調査」を行い、評価を実施しています。

評価の手順は、利用者（児童及び保護者）調査、職員自己評価の結果を参照し、また、事業所による自己評価の後に、評価員による評価を行っています。

各項目「a、b、c評価」と「評価講評」

本評価の評価項目は大・中・小項目に分類され、小項目を「a、b、c」の3段階で評価し、その結果をもとに中項目と大項目を評価しています。

小項目は、具体的な設問を提示しています。

中項目は、複数の小項目からなるグループで構成されています。

大項目は、「Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織」「Ⅱ組織の運営管理」「Ⅲ適切な福祉サービスの実施」

「Ⅳ児童館等の活動に関する事項」の4項目となっています。

各項目の判断基準

小項目の判断基準

各項目の判断基準はガイドブックに示された基準によっています。

中項目・大項目の判断基準

大項目は中項目の「A、B、C数」をカウントして評価する。

中項目は小項目の「a、b、c数」をカウントして評価する。

大項目、中項目の「a、b、c表示」は大文字「A、B、C」とする。

（判断基準）

a：すべて「a」

c：「c」が全部、または複数

b：対象項目数が1以上で、「c」が1か所以内

または、上記 a：、c：に当てはまらないもの

評価講評

「評価講評」では、評価の判断根拠、気付いた点などについて補足説明を行っています。

全体講評

全体講評として、「特に良いと思われる点」「さらなる改善が望まれる点」を記載しています。

事業所の取組（事業所による記載）

法人

当法人は、すべての子どもたちの健やかな成長を地域とともにサポートし、保護者が安心して子育てができる“利用者にとって良い施設”を作ることが少子化対策につながる＝子育てしやすい社会にするという理念のもと、首都圏にて30年近く児童福祉事業専一で運営してまいりました。児童館は、大型児童センターや中高生特化型児童センター等を含め9施設運営しており、学童クラブにおいても東京都を中心に約50施設を運営しております。また、児童館一体型学童や複合施設（市民センター・保育園等）併設型学童など多様な形態での運営実績があります。

学童クラブ

私たちが最も大切にしているのは「自分の子どもを入れたい」と思えるような施設作りです。子どもにとっては仲の良い友人や自分を理解してくれる職員と関わり、多様な体験ができる場所、保護者にとっては安心して子どもを預けられ、利用しやすく子育ての悩みにも寄り添ってくれる施設、職員にとっては子どもたちの成長の場面に直接関わることができ、働くやりがいにあふれ自分自身も成長できる職場。施設に関わる全ての人が「この施設に出会えて良かった。」と思えるような施設でありたいと考えています。

全体講評

特に良いと思う点

委託運営協議会の開催

- ・ 西東京市では、委託学童クラブを対象に、利用者や地域住民の代表などが参加する委託運営協議会が毎年開催され、1年間の運営の検証が行われている。学童クラブの質の確保や事業の標準化に大きく寄与しており、他市にみられない優れた仕組みとして評価できる。

コロナ禍の中での運営

- ・ 事業所は、コロナ禍の中で感染防止に努めながら日々の活動を行っている。多くの制約のある中で様々な工夫を行いながら、子どもたちの安全・安心の確保と育成支援に努めている。

事業に対する豊かな経験

- ・ 運営法人である株式会社「こどもの森」は、子育てしやすい社会を理念に、首都圏で児童館、学童クラブなど9施設、50か所の事業運営実績を有している。
- ・ 法人は、施設に関わる全ての人々が「施設に会えて良かった」と思えるコンセプトを重視し、利用する子どもにとってよい施設か、親は子どもを行かせたい施設か、職員は働きがいのある、自分自身も成長できる施設、職場なのか、それぞれにとってよい施設であるかを重要な評価基準としている。
- ・ また、トラブル、クレーム等に関しても速やかに改善を試みる姿勢が日常の中に浸透している。

法人の理念・方針

- ・ 法人の理念は、①子どもの最善の利益を考慮する、②子ども、保護者、地域の家庭に対して福祉の推進を図る、とされ、児童センターの運営理念は、①誰もが楽しめる児童センター、②多様な人が関わりを持てる児童センター、③子どもの活動拠点、としている。
- ・ 法人、児童センターとしてめざす方向・方針が明確なことから、児童センター職員と学童クラブ職員の連携、情報の共有化、業務の効率化が図られている。
- ・ また、昼礼や職員会議などで、職員同士がお互いに意見を出し合う環境が整備されており、職員全体で改善策を考えることを可能にしている。クレームや問題発生における日常の改善には法人と全職員が一致して取り組むなど、組織が円滑に機能している。

児童センター併設のメリットを活かした運営

- ・ 児童館併設のメリットを最大限に活かした運営に特徴がある。子どもたちは、学童クラブに登所後は、児童センターのプログラムに参加したり、館庭、室内のプレイルーム、ラウンジなどで思い思いに遊ぶことができる。他の学童クラブと比べて、設備に恵まれ、多様

なイベントも企画されており、ここでしかできない体験も多い。また、学童クラブと児童センターで職員を明確に切り分けず、どこで遊んでも目が届くようにしている。

保護者とのコミュニケーションの確保

- ・ 保護者とは日常的なコミュニケーションを大切にし、コミュニケーションの頻度も定期的
に確認している。
- ・ 保護者同士の交流の機会は父母会・学童クラブの共催行事を年2回、保護者会を年2回実
施しており、年2回の保護者会は、保護者が参加しやすいように夕方に開催している。
- ・ また、年2回の保護者と共催の行事はいずれも土曜日に開催しており、保護者間の交流に
役立っている。

さらなる改善が望まれる点

中・長期的な課題に対する点検と対応

- ・ 日常運営の中で起きる、トラブル、クレーム等については、迅速な対応と改善を図ってい
る。一方で、職員の自己評価の意見では、改善したい点として「地域との交流の活性化」
「市小・中学校との連携」、「ハード面を生かしてきていない」など、短期間では解決で
きない課題が挙げられており、中・長期の観点から施設、運営について見直す取組が必要
と思われる。
- ・ また、今回の第三者評価においては、事業所の自己評価において改善点の記載がみられな
い。提供するサービスの向上のために、今回の機会をもう少し積極的に活用するような姿
勢が必要と思われる。

学童クラブとしての育成支援

- ・ 学童クラブでは、学童クラブに固有の集団で遊んだり取組んだりするプログラムが少な
い。以前は、学童クラブだけのプログラムもあったが、3、4年生になり、自立して生活
していくには、学童以外の子どもたちとも交わりながら過ごすことが大切と判断し、5～
6年前に今のスタイルに切り替えたとされている。
- ・ 「放課後児童クラブ運営指針」においては、子どもたちが集団で過ごすことが学童クラブ
の特性であるとし、子ども同士の協力関係や役割分担など集団（社会）生活の規範の学
びの重要性を記載している。子どもたちの集団活動に配慮した取組への検討が必要と思わ
れる。

生活の場にふさわしい生活感の創出

- ・ 学童クラブでは、一般の学童クラブにみられるような、みんなで作った作品とか、けん玉検定のルールや成績表などの掲示も少なく、にぎやかな感じ（生活感）に乏しく、殺風景な印象を与える。
- ・ 保護者アンケートには、児童センターでのテレビゲーム遊びを、学童クラブの子どもたちが後ろからじっと覗いているといった記述がみられたが、子ども自身が自分たちの学童クラブには、テレビゲームよりももっと面白い集団での遊びがあると感じられるような、学童クラブへの仲間意識や帰属意識を育むような取組が必要と思われる。

子どもの意見を取り出していくための工夫

- ・ 学童クラブでは、要望事項などを投稿することは定着しているが、自分の意見を投稿するという方法に慣れていない子どもたちも大勢いると思われることから、使い方も含めて子どもの意見箱のよりよい活用の検討が必要と思われる。
- ・ さらに、子どもの人数も増えており、投書箱だけでなく、子ども会議を開くなど、自由に意見を「言い合える場」の設定が必要と思われる。

評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織	A
1. 理念・基本方針	A
2. 経営状況の把握	A
3. 事業計画の策定	A
4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	A
II 組織の運営管理	A
1. 管理者の責任とリーダーシップ	A
2. 福祉人材の確保・育成	A
3. 運営の透明性の確保	A
4. 地域との交流、地域貢献	A
III 適切な福祉サービスの実施	A
1. 利用者本位の福祉サービスの実施	A
2. 福祉サービスの質の確保	A
学童クラブの活動に関する事項	A
A-1 育成支援	A
A-2 保護者・学校との連携	A
A-3 子どもの権利擁護	A

全体評価

自己評価	外部評価
------	------

I 福祉サービスの基本方針と組織

1. 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1. 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

a

理念・基本方針の確立と周知

- ・ 法人の理念を明示し、「学童クラブの運営方針」を見やすい場所に掲示している。理念や基本方針を経営計画書にまとめ配布している。
- ・ 入社後に階層別研修を行い、方針の周知徹底を図っている。また、毎日の昼礼にて教育経営計画書の読み合わせを行い、日常的に共通理解を深めている。保護者には、入所時に「入会のしおり」や「自主事業について」を用いて説明をしている。

2. 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

1. 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

a

2. 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

a

経営環境の把握・分析と経営課題への対応

- ・ 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」に則って西東京市の子育てニーズを把握し分析をしている。毎月「学童クラブ状況報告書」に在籍人数、登所人数などを記入し、西東京市に提出している。
- ・ また、年1回、西東京市学童クラブ連絡協議会が、全保護者に向けて実施しているアンケートの個別施設要望から、保護者の要望や意向を把握している。

3. 事業計画の策定

1-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
2. 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1. 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
2. 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	a
<p>中長期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案書にて中・長期的なビジョンを明示している。収支計画が適切に策定され、提案書の収支計画に則って運営を行っている。 <p>事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間指導計画を、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定している。年間指導計画にて具体的かつ実行可能な一年間の取組を提示し、環境整備実行計画（年間計画）において達成状況を数値化している。 年度途中の子どもの様子や状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っている。行事毎に企画書・報告書を作成し、見直す点や反省点を挙げ、次回以降の企画立案に活かしている。 		

4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1. 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
2. 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

質の向上に向けた取組

- ・ 提案書にて「職員育成における理念、育成方針」を明示している。提案書にて子どもの自己実現の達成を支援するために職員に求める姿勢を明記している。
- ・ 毎日の業務報告としてメールや SNS を活用し、本部運営担当者と情報を共有している。毎月施設長・リーダー会議を実施しており、学童長が出席している。その中で設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を話し合っている。

II 組織の運営管理

1. 管理者の責任とリーダーシップ

II - 1 - (1) 運営主体の責任が明確にされている。

1. 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
2. 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a

II - 1 - (2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

1. 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
2. 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

管理者の役割・責任とリーダーシップ

- ・ 企画提案書に学童クラブの管理者の役割と責任を明記している。また、法人本部より、現場の役割と責任を含む職務分掌などについて、施設長・リーダー会議などにおいて周知を図っている。
- ・ 毎月の施設長・リーダー会議にて各学童クラブが月間報告書と質の向上に向けた研修・勉強会・報告会を実施し、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を話し合っている。
- ・ 毎日の業務報告としてメールや SNS を活用し、本部運営担当者と情報を共有している。

2. 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

1. 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
2. 総合的な人事管理が行われている。	a	a

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

1. 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a
--------------------------------------	---	---

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

1. 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
2. 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
3. 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

1. 実習生等の福祉サービスに関わる専門職等の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a
---	---	---

福祉人材の確保と人事管理

- ・ 法人理念・方針にもとづき、児童福祉事業運営に熱意のある適切な人材を採用している。また職員の経験や適性を考慮して適切に配置している。
- ・ 企画提案書、教育経営計画書や「こどもの森のおやくそく」にて期待する職員像を明示し、年2回、「こどもの森のおやくそくチェックリスト」によって、各職員が定期的に自己評価を行っている。

働きやすい職場づくりへの取組

- ・ 毎月のシフト表により無理な残業等がないようにしている。また、職員の体調についても声掛けなどして気を使い、時間外の勤務でも負担がかからないように配慮している。
- ・ 学童長が全職員の勤務表・就業月報（残業時間・有給休暇の取得日数など）を管理し、毎月本部に報告を行っている。

- ・ 学童長が毎年職員面談を行っている。階層別研修にて一人ひとりの目標を設定して達成度の振り返りや、本部スーパーバイザーによる巡回相談を行っている。
- ・ 産休育休取得制度、時短勤務制度等の福利厚生制度を導入している。

職員の質の向上に向けた取組

- ・ 職員は、法人主催の階層別研修や、西東京市主催の学童職員研修に参加しているほか、学童クラブ独自で基本的な関連法令について研修を実施している。
- ・ また、法人が進めるグローイングアカデミーなどの研修にも自主的に参加している。また、自主研修で職員それぞれ学びたいことを学べるオンライン研修を導入している。さらに、個人面談やOJTで学童長が直接指導を行っている。
- ・ 法人主催や西東京市主催の学童職員研修に参加している。
- ・ 研修参加後は報告書の作成・提出が義務付けられており、学童長が確認することで評価・改善が行われている。また、職員会議にて研修報告を行っている。

実習生の受入れ

- ・ 企画提案書に、実習生の受入れにあたっての要点を明記している。

3. 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

1. 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
2. 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

運営の透明性の確保

- ・ 法人の理念、基本方針は、パンフレットやホームページによって開示している。予算、決算については法人本部で管理・開示している。また、法人本部で経理・財務面での外部監査を導入している。

4. 地域との交流、地域貢献

II-4-（1）地域との関係が適切に確保されている。		
1. 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
2. ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
II-4-（2）関係機関との連携が確保されている。		
1. 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
II-4-（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
1. 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	a
2. 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a
<p>地域・関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書において地域との関わり方における基本的な考え方を明記している。 ・ 市直営の学童クラブとの会議に月1回参加し地域の情報交換を行っているほか、学校との情報交換会への参加や子ども家庭支援センター「のどか」と連携を進めている。 ・ 学保連主催の学童こども祭りに協力している。 <p>ボランティアの受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受入れ方法が定められており、高校生ボランティア等の受入れを行っている。 		

III 適切な福祉サービスの実施

1. 利用者本位の福祉サービスの実施

III-1-（1）子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

1.	子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
2.	子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	a
Ⅲ－１－（２）福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
1.	利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
2.	放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
Ⅲ－１－（３）子どもや保護者等の満足の向上に努めている。			
1.	子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	a
2.	放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
Ⅲ－１－（４）子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
1.	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
2.	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a	a
3.	子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a
Ⅲ－１－（５）安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
1.	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
2.	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
3.	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
<p>利用者を尊重した姿勢の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 「企画提案書」「教育経営計画書」で基本姿勢を明示し、朝礼等で共通理解を図っている。「子どもに関する方針」と「保護者に対する方針」は全職員暗記し毎昼礼時暗唱している。 <p>個人情報保護とプライバシーの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護規定・方針を策定し、育成室内に掲示している。氏名等個人情報が目にふれられないように育成室内は登録児童以外の立ち入りを禁止としている。 			

- ・ 提案書にて個人情報の取り扱いについて明記し、職員に周知している。PC や個人情報の含まれている資料は、鍵のかかる書庫で保管している。
- ・ また、鍵の管理・記録媒体の管理等にマニュアルを策定し、チェック表を用いて情報セキュリティ管理を周知している。

利用者への情報提供

- ・ 児童センターに学童の入会申請の冊子を設置、配布している。学童クラブの見学を随時受け付け、対応している。また、入所の説明会で説明を行っている。新入所児童全家庭との面談を実施している。
- ・ 毎月学童だよりに前月の行事報告を記載している。紙媒体の配布のみでなく、毎月行事や子どもたちの様子の写真を玄関に掲示したりスライドショーで見せたりすることで、学童クラブでの様子や雰囲気がわかるように工夫している。

利用者満足の向上

- ・ 毎年、委託運営協議会を開催し、年1回、保護者主催の対市要望アンケートにて個別要望に対応している。

苦情・要望・意見への対応

- ・ 法人直通のご意見窓口を設置している。また、意見箱を設置し、対応した経過、結果を報告書にまとめて提出している。
- ・ 年1回、保護者主催の対市要望アンケートにて個別要望に対応している。検討内容や対応策をすぐに保護者等にフィードバックしている。
- ・ 子どもや保護者からの意見については、その日のうちに対応している。

安心・安全への取組

- ・ 提案書にてリスクマネジメント体制について記載している。
- ・ 「事故防止マニュアル」「けが対応マニュアル」「緊急事態発生時の情報伝達方法」などを用意し、いつでも職員が確認できるようにしている。
- ・ 法人の研修や西東京市主催の学童職員対象の研修やブロックミーティングに参加し子どもの安心と安全を脅かす事例の収集を行っている。
- ・ 事故発生時には、事故報告書を作成し、再発防止策を立てている。
- ・ 感染症についての研修を行い、職員に周知を図っている。
- ・ 環境整備点検において他施設職員による整備点検チェックを行っている。
- ・ 災害発生などにより帰宅困難になった場合、保護者が迎えに来られるまで学童に待機出来るようにおやつや麦茶、非常食の備蓄食を備え、このことを児童や保護者にも伝えている。
- ・ 2か月に1回の避難訓練を実施している。

2. 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１）提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
1. 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a	a
2. 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
Ⅲ－２－（２）子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
1. 育成支援の計画を適切に策定している。	a	a
2. 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a	a
Ⅲ－２－（３）育成支援実施の記録が適切に行われている。		
1. 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
2. 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a	a
<p>標準的な実施方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人作成の業務マニュアル則って業務にあたっている。また、半年に1回以上、チェックリストを用いて振り返りを行っている。日常的にセンター長がチェックを行い、指導を行っている。本部運営担当が施設長や職員にヒアリングを実施し、1年に1度程度の頻度でマニュアルの見直しを行っている。 <p>育成支援計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 「企画提案書」にて育成支援に関する考え方等を記載している。企画提案書は、集団の流れだけでなく、個別配慮の視点も記載している。障害のある児童や配慮を必要とする子どもへの対応は職員同士相談し、統一見解を持って支援にあたっている。 <p>記録の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎日育成日誌を記入している。気になる児童と障害のある児童は個別育成日誌を作成している。 		

学童クラブの活動に関する事項

A-1 育成支援

A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

1. 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

a

a

環境の整備

- ・ 学童クラブは児童センターに併設されており、自由時間は児童センターで好きな活動に参加できている。設備も充実しており、恵まれた環境となっている。
- ・ 遊びと宿題のスペースを分離している。フロアには4人1グループで、12グループ分の椅子とテーブルが並べてあり、また、床に座って遊べるようにソフトマットもあり、好きなところに座って勉強や好きな活動ができるようになっている。
- ・ 一人ひとりの下駄箱、傘立て、ロッカーが用意されており、静養スペースは事務スペースの後ろにパーテーションを配置して確保している。
- ・ 備品は、空き箱や折り紙など工作の材料は学童クラブに備え付けてあり、定期的に工作会や伝承遊びの検定会を企画している。

A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

1. 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

a

a

2. 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

a

a

育成支援

- ・ 学童クラブでは、「安心、安全、楽しさを提供する居場所を提供する」という理念を掲げている。
- ・ 入所時に「西東京市学童クラブのしおり」を使用して説明会を行っているほか、3月に新入生全家庭の個人面談を行っている。また、夏休み前には、長期休暇の過ごし方に関する冊子を配布している。

- ・ 保護者に対しては、毎月お便りを発行して学童クラブの様子を伝えているほか、必要に応じて連絡帳を活用している。
- ・ 出欠席の確認では、毎日、登所確認を行い、子どもの出欠席や帰宅予定時間を確認している。
- ・ 予定している子どもが登所しない場合には、学校や保護者に連絡を入れている。また、長期に登所しない子どもに対しては、月初めに電話して行事予定などを伝えながら様子を把握している。

A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

1. 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a	a
2. 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a	a
3. 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	a	a
4. 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a	a
5. 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a	a

一日の流れ

- ・ 学童クラブの1日の流れを掲示して、子どもたちが自分で行動できるようにしている。
- ・ 子どもたちは、登所時に、自分の名前のプレートをホワイトボードに貼り、出欠確認としている。

遊び

- ・ 児童センターのプレイルームやラウンジ、児童センターの館庭などでそれぞれが誰と何をして遊ぶかは子どもが自分で決めて時間を過ごしている。
- ・ 学童クラブでは、時間を決めて児童が一斉に行うプログラムは5年ほど行なっておらず、昨年から座席の指定も行っていない。
- ・ 外遊びを積極的に取り入れているほか、定期的に工作会を企画したり、伝承あそびの検定会を企画している。

班活動

- ・ 年齢や学区を超えて子どもたち同士のつながりを深めるために、班を決め、帰りの会の司会やそうじなど当番を割り振っている。ルールは、子どもたちとの日常の話し合いの中で決めている。また、夏祭りは3～4年生が中心になり、企画や当日の当番などの役割を決めている。

意見箱

- ・ 学童クラブでは、子どもが自由に意見を言えるようにしており、ご意見箱を設置している。
- ・ 子ども同士のトラブルは、両方の意見をよく聴き、子ども同士が問題の内容、相手の状況を理解し、自ら解決できるように促している。また、いじめにつながりそうな出来事などがあった場合には、帰りの会で注意喚起を促し、被害者の心情を想像させるなどして防止に努めている。また、直後の見守りを強化している。

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

1.	障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a	a
2.	障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a	a
3.	特に配慮を必要とする子どもへの対応にあたって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a	a

障害児の受入れと支援

- ・ 障害児の受入れは、西東京市学童クラブ運営業務委託仕様書にもとづいて取組を行なっている。
- ・ 障害がある子どもが学童クラブを利用する際には、事前の面談で障害の特性や家庭での様子、保護者の意向などについて聞き取りを行っている。
- ・ 個人育成日誌は、通常の学級に通うことができている軽微な障害のある子どもについても作成し、学校や子ども支援センターと連携をとりながら支援にあたっている。
- ・ 関係機関との連携として、通級や特別支援学級、子ども家庭支援センター、市役所等と情報共有・情報交換を行っている。

A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供

1.	放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a	a
2.	食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	a	a

おやつを提供

- ・ 学童クラブでは、教育経営計画書に、食に関しての方針を明示し、昼礼時に読み合わせを行っている。
- ・ おやつは、お菓子ばかりではなく、パンや果物の提供、飲み物の工夫など、バリエーションが出るように配慮して、1日3種類程度を提供している。
- ・ 誕生日会の日は、ケーキを用意するなど季節やイベントで変化をつけている。コロナ禍以前は、月2～3回は手作りの日もあったが今はできていない。
- ・ コロナ感染対策として、おやつは3グループに分かれて時間をずらして提供しているほか、黙食の徹底を図っている。

アレルギーへの対応

- ・ アレルギーについては入所時に書類を提出してもらい、除去のレベルや緊急時の対応方法を確認している。
- ・ おやつは除去食品が含まれないものを選び、全員が同じものを食べることができるようにしており、どうしても除けない場合は代替食を用意している。
- ・ アレルギー対応マニュアルを策定し、全職員に周知しているほか、アレルギー研修に参加しエピペンの使用方法を学んだ職員が施設内研修を実施している。

A-1-(6) 安全と衛生の確保

1. 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a	a
2. 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a	a

外出時の安全確保

- ・ 外出する際は順路をたどって危険な場所、横断歩道などチェックをして所管課に申請をして実施している。

事故防止・衛生管理

- ・ 「事故防止マニュアル」「けが対応マニュアル」「衛生管理マニュアル」「緊急事態発生時の情報伝達方法」などを整備し、育成室の子どもが触る場所や玩具の消毒はチェックリストにもとづき、子どもの登所前の午前中に行っている。また、登所時や外遊び後の手洗い・うがいは声をかけ徹底するようにしている。

病気やけがへの対応

- ・ 体調が悪い時には静養スペースで横になり、保護者に連絡を入れている。けがの場合は子どもに聴き取りを行って、保護者に連絡しているほか、学童専用の AED を備えており、毎日点検を行っている。
- ・ 通院を伴う事故は、「事故報告書」に再発防止に向けた反省や改善点とともに記載し、翌日の朝礼で報告するなど、職員で情報を共有している。

通所時の安全確保

- ・ 通所時の安全確保では、小学一年生は学校から集団で学童に通うよう学校側に配慮してもらっている。

防災対策

- ・ 防災訓練として、年 2 回の合同避難訓練を実施している。

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

1. 保護者との協力関係を築いている。

a

a

保護者との連携

- ・ 保護者とは日常的なコミュニケーションを大切にし、コミュニケーションの頻度も定期的に確認している。
- ・ 保護者同士の交流の機会は父母会・学童クラブの共催行事を年 2 回、保護者会を年 2 回実施しており、保護者同士が交流する機会にもなっている。年 2 回の保護者会は、保護者が参加しやすいように夕方に開催している。また、毎年 9 月は個人面談の月に設定し、希望者に面談を行っている。
- ・ 保護者と共催の行事が年 2 回、いずれも土曜日に開催しており、パフェ作りや、ゲーム、ライブスタジオでの映画鑑賞などを実施し、保護者間の交流に役立っている。
- ・ 保護者へのアンケート調査では、保護者の学童クラブに対して保護者の 100%が「満足」と回答している。
- ・ また、「子どもが安心して通える」「丁寧に対応してもらっている」などの意見がみられた。

A-2-(2) 学校との連携		
1. 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との連携を図っている。	a	a
<p>学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回、学校懇談会を開き、子どもの学校と学童クラブでの子どもの様子を共有しており、職員は運動会や音楽会などの学校行事にも参加するようにしている。 ・ 気になる児童については、個別に学校の担任と情報交換を行なっている。また、学校には、情報交換箱を設置してもらい、行事の予定やお便りの交換をもれなく行うことができている。 ・ 学校との情報交換は、学童クラブでは見ることができない一面を知ることや、気になる行動に対する学校の対応方法などを知ることができることから、日々の学童クラブでの支援の向上に役立っている。 		

A-3 子どもの権利擁護		
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
1. 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	a
<p>権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の「教育経営計画書」には理念や方針が明文化され、めざすべき職員像が明らかにされている。 ・ 昼礼時には、「西東京市子ども条例」や「教育経営計画書」の読み合わせするなど職員の共通理解に努めている。 ・ 虐待の早期発見等については、業務マニュアルにもとづき、入社時や職員会議で説明、確認している。また、日常の子どもの様子や、迎えに来た親の気になる言動にも目配りし、申し送りノートや昼礼時に職員で情報共有をしている。 		